

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年5月1日から同年8月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から22年4月まで  
② 昭和24年5月1日から同年8月21日まで  
③ 昭和25年2月から同年8月まで

私は、昭和21年8月中旬に前の会社を退職後、すぐにB社に入社したので、厚生年金保険に9か月の未加入期間があることに納得できない。

また、昭和24年5月にB社から関連会社のA社に異動を命じられて勤務したが、3か月の未加入期間があることに納得できない。

さらに、昭和25年2月から同年8月までは、C社に勤務したが、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

それぞれの申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の記憶及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和24年5月1日にB社からA社に異動した複数の同僚は、「申立人は、同じ時期にA社に異動した。」と証言している上、当該複数の同僚は、A社において同年5月1日に厚生年金保険の

被保険者資格を取得していることから、申立人の異動日についても同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和24年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和33年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所を承継した事業所も既に解散している上、申立期間当時の事業主及び事業所を承継した役員も既に死亡、又は所在が不明であることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社における資格取得日が申立人と同じ昭和22年5月1日である複数（5名）の同僚から入社年月日を聴取したところ、21年8月に入社したとする同僚（1名）は、申立人も同時期に入社したと述べており、夫婦で勤務していた同僚（2名）及び姉妹で勤務していた同僚（1名）は、夫婦、姉妹ともに資格取得日は22年5月1日であるが、それぞれの夫や妹は1年以上前から勤務していたと述べている。これらのことから、同社は当時、一定期間内に入社した者をまとめて同年5月1日に厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

また、厚生年金保険の記号番号払出簿で、昭和22年5月1日に申立人を含む21名に対し、記号番号が払い出されていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①に被保険者資格を取得した者の健康保険の番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当該事業所は昭和24年8月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間③について、同僚の証言から、申立人の勤務期間の特定をすることはできないが、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「当時の資料を保存しておらず、確認資料が無いため当時の状況については不明である。」としており、当該事業所における勤

務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができず、同僚からも申立期間③における申立人の保険料控除については証言が得られなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間③に被保険者資格を取得した者の健康保険の番号に欠番がなく、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年3月21日）及び資格取得日（昭和48年7月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年7月11日まで

昭和48年2月3日から現在までA社B工場に勤務しているが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、48年3月21日から同年7月11日までの4か月間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、入社以来、一度も退職したことは無く、現在も勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和48年2月21日に厚生年金保険の資格を取得し、同年3月21日に資格を喪失後、同年7月11日において再度資格を取得しており、同年3月から同年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主から提出された社員台帳及び厚生年金加入証明書並びに申立人の上司等の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していることが認められる。

また、当該事業所において総務関係事務を担当していた同僚は、「申立人は、昭和48年2月の入社以降、一度も退職すること無く、現在も勤務している。」と証言している。

さらに、当該事業所の取締役は、「B工場は昭和48年2月にC町に仮工場として稼働し、同年7月から本格稼働したがその間、誰も退職していないはずである。給与も支給しており、保険料も控除していたのは間違いない。」と証言している。

加えて、事業主は、「申立人は、正社員である。昭和48年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し現在に至る全期間について、被保険者であり保険料も控除していた。」と証言している。

なお、C町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、20歳となった月から昭和49年9月までの期間、国民年金に加入し保険料をすべて納付していたが、同年9月ごろに48年2月21日から当該事業所において厚生年金保険に加入していることが判明したため、申立人に対し重複加入となっていた同年2月から49年9月までの20か月分の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和21年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、210円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年5月1日まで

昭和21年4月にB法人A事業所職員として採用され、厚生年金保険被保険者証と年金手帳にも資格取得年月日が同年4月1日と記載されているが、社会保険事務所（当時）の記録では同年5月1日資格取得となっており、1か月の間違いがあるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B法人が提出した申立人の「在籍期間証明書」、同法人からの回答及び複数の同僚の証言により、申立人が同法人A事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）に昭和21年4月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険の記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和21年5月1日となっているものの、申立人が所持するC県発行の厚生年金保険被保険者証には、「資格取得年月日」欄に「昭和21年4月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、D社会保険事務所を示すスタンプが押印されている上、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和21年4月1日」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出をC県に行い、その届出に基づ

き同県が申立人の厚生年金保険被保険者証を発行したものの、記号番号払出簿及び被保険者名簿の記録の処理を誤ったと考えられることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和21年5月の記録から、210円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 3 年 7 月から 4 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月まで  
② 平成 3 年 7 月から 4 年 9 月まで

私は、昭和 52 年ごろ A 市の職員の勧めで国民年金に加入し、保険料を自宅に集金に来ていた国民年金協力員に納付していたはずである。

また、平成 3 年ごろ国民年金協力員から、満 60 歳になったが引き続き保険料を納付すれば将来受給できる年金額が多くなると説明されたので 65 歳まで保険料を納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年に国民年金に加入してから一貫して国民年金保険料を自宅に集金に来ていた国民年金協力員に定期的（2 か月おきぐらい）に納付していたはずであると主張している。

しかし、オンライン記録及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）により申立人の保険料納付状況をみると、i）6 か月分をまとめて納付していることが 8 回（昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで、54 年 4 月から同年 9 月まで、55 年 4 月から同年 9 月まで、同年 10 月から 56 年 3 月まで、57 年 4 月から同年 9 月まで、58 年 4 月から同年 9 月まで、同年 10 月から 59 年 3 月まで、及び 60 年 4 月から同年 9 月まで）、ii）9 か月分をまとめて納付していることが 1 回（昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで）、iii）1 年分をまとめて納付していることが 1 回（昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで）確認できる上、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間については過年度納付していることが確認できることから、申立人の主

張に信ぴょう性は認められない。

また、申立期間②について、昭和 60 年法律第 34 号による改正後の国民年金法が 61 年 4 月 1 日施行されたことにより、60 歳に達した者も任意加入できることとなったところ、オンライン記録及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は平成 4 年 10 月 27 日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を再取得したことが確認できることから、申立期間②については、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から13年1月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料について、社会保険事務所（当時）から納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、社会保険事務所から、60歳から65歳まで国民年金保険料を継続して納付することを勧められ、平成8年2月ごろ加入手続をした。申立期間の保険料は、納付書により銀行で納付していたので申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付書により銀行で納付していたと主張しているが、オンライン記録及びA市の資格得喪記録（電子データ）のいずれにも、申立人が60歳に到達し国民年金被保険者の資格を喪失して以降、新たに資格を取得した形跡はみられないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は60か月と長期間にわたっている。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から50年3月まで  
昭和47年10月ごろ、それまで勤めていたA県内の会社を辞め、B県C市にある事業所に勤めることとなり、その時、当該事業所の経営者の妻から厚生年金保険には加入していないので国民年金に入るよう勧められ、加入した。

申立期間当時は、事業所に住み込みで、給料のほとんどは使わず残っていたので、国民年金保険料を納付できないような状態ではなく、定期的に近所のC市の支所で保険料を納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月29日に払い出され、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年10月1日にさかのぼって国民年金被保険者の資格取得日（はじめて被保険者となった日）とされていることが確認できる。

また、この払出日時時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した当初に交付されたとする年金手帳は、昭和49年11月以降に加入手続を行った者に交付されていた3制度共通の年金手帳であることから、47年10月ごろに加入手続を行ったとする申立人の主張と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 12 月 21 日から 30 年 2 月 15 日まで

私は、昭和 28 年 4 月から 30 年 3 月まで、A 社に継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は 28 年 11 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間、及び 30 年 2 月 15 日から同年 3 月 10 日までの期間であるとの回答をもらった。

運転手として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚及び元役員の証言から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が A 社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は、当該事業所に自動車運転手として勤務したとしているが、申立人の運転免許取得時期は昭和 29 年 10 月であることが確認できることから、申立内容に不自然さがうかがわれる。

また、申立期間①について、複数の同僚から、「私も入社した時期と厚生年金保険の加入時期が異なっている。厚生年金保険の未加入期間は見習期間と思われ、その期間は、数か月から半年ぐらいであったと思う。」との証言や、「私は、昭和 28 年 3 月 20 日に大学を卒業し、その後入社したが、厚生年金保険の加入は、同年 8 月 1 日であった。」との証言が得られた。元役員も、「申立期間当時も社員採用時には、数か月間の見習期間があったと思う。」と証言している。これらの証言から、当該事業所では、入社後一定の見習期間が存在し、同期間は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

一方、申立期間②について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 5 名のうち 4 名が短期間（1 か月間 1 名、2 か月間 2 名、3 か月間 1 名）で資格喪失していることから、申立期間②当時は、これらの者は短期間の雇用であったことが推認できる。

また、厚生年金保険番号払出簿によると、申立人が昭和 30 年 2 月 15 日に、当該事業所において再度厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の厚生年金保険の記号番号は同年 2 月 26 日に払い出されており、申立人が当該事業所で 28 年 11 月 1 日に資格を取得した際の番号と異なっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、平成 17 年に解散しており、また、申立期間当時の社長は既に亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 28 日から同年 11 月 27 日まで

私は、A社の代表取締役及び清算人として平成 15 年 11 月 26 日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、14 年 4 月 1 日から 15 年 6 月 28 日までとの回答をもらった。

申立期間当時の厚生年金保険関係事務は総務部長がすべて行っていたため、私は全く関与していない。当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿及び株主総会議事録により、申立人は平成 15 年 6 月 30 日までは当該事業所の代表取締役であり、同年 6 月 30 日から同年 11 月 26 日までは清算人に就任していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 15 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。

一方、厚生年金保険料の控除について、当該事業所の元総務部長は、「厚生年金保険料は翌月の給料から控除していた。また、申立人が平成 15 年 6 月 30 日に就任した清算人としての勤務は非常勤であり、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と証言しているところ、申立人から提出された「平成 15 年分の所得税の確定申告書」に記載されている社会保険料控除額 52 万 5,536 円は、当該事業所における平成 14 年 12 月から 15 年 5 月までの厚生年金保険料と健康保険料の合計額と一致しており、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、当該事業所が加入していた厚生年金基金での申立人の加入期間もオンライン記録と同一となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成 15 年 7 月から 2 年間、健康保険の任意継続被保険者であったことを記憶しているところ、オンライン記録からも同年 6 月 28 日に健康保険の任意継続被保険者の資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 9 日から 55 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 53 年 5 月に母親が勤務していたA社B事業所に入社した。毎年、冬期間の1月10日ごろから3月10日ごろまではB事業所は閉鎖されるため、その期間は失業保険を受給し、国民年金に加入し、営業再開と同時に厚生年金保険に加入していたはずである。

私は、このような形態で3年間勤務したので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 1 月 9 日までの期間、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の記憶する同僚は、「申立人と一緒に勤務したことは記憶しているが、勤務時期等についてはよく分からない。」としている。

また、申立人は、勤務していたB事業所が閉鎖される冬期間（毎年1月10日ごろから3月10日ごろまで）は国民年金に加入し営業再開と同時に厚生年金保険に加入していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 4 月 10 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人が保管する国民年金保険料納入通知書兼領収証書によると、昭和 54 年 4 月 11 日に同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、オンライン記録では、同年 4 月から 55 年 2 月までの保険料もすべて納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所は平成 5 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明である上、経理担当者

の氏名も特定することができず、申立てに係る事実を確認することができない。

なお、当該事業所の被保険者原票において、申立期間における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から平成元年3月1日まで  
A社（現在は、B社）に勤務していた当時の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和58年10月1日から平成元年3月1日までの加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、私は、A社に昭和56年3月1日に入社してから社名がB社に変わった後の平成4年12月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間に空白期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社における申立人の雇用保険加入記録は、昭和55年11月29日取得、平成4年12月31日離職と記録されていること、及び同僚の証言から、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社では、申立期間当時の資料が保存されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明と回答している。

また、オンライン記録では、A社において申立期間の前後に厚生年金保険被保険者の記録がある6人のうち4人は被保険者期間の途中で空白期間が認められ、この4人のうち2人は、厚生年金保険の空白期間に国民年金に加入しているが、その期間も同社に継続して勤務していたと証言しており、その中の1人は、勤務期間の途中で、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入してくれと同社から言われたと証言している。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時のA社では、厚生年金保険に加入していない者が相当数いたと証言しているほか、同僚の1人は、同社に入社したとする日の約4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所は、厚生年金保険の加入の取扱

いについて、従業員ごとに区別していたことがうかがえる。

加えて、A社における申立人の被保険者原票には、健康保険被保険者期間中の昭和 55 年 2 月 12 日初診の疾病について、申立期間中の 60 年 2 月 11 日までの継続療養給付が承認されたとみられる記録が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成元年 3 月まで

A社における昭和 55 年 4 月から平成元年 3 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 11 万 8,000 円から 22 万円と記録されていることが分かった。当時の標準報酬月額は 30 万円だったはずだから、社会保険事務所(当時)によってさかのぼって改ざんされたのではないかと思うので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間当時、申立人が月額 30 万円以上の報酬を得ていたと主張しているものの、具体的な報酬月額の記憶が無い上、申立期間当時の報酬月額が分かる資料が存在しないため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人の妻は、申立期間当時、申立人がA社の代表取締役であったことから、オンライン記録における標準報酬月額が低額であり、社会保険事務所において改ざんが行われたのではないかと主張しているが、  
i) 申立期間当時同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している全員の標準報酬月額を確認したところ、申立期間の全期間を通じて申立人の標準報酬月額が最高額であること、  
ii) 申立人の標準報酬月額は、昭和 58 年 7 月 1 日に 11 万 8,000 円から 22 万円に増額改定されていること、  
iii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらないこと

から、申立人の標準報酬月額推移に特段不自然な点は見られず、社会保険事務所において、不合理な処理が行われたとは言い難い。

さらに、A社は既に解散しているところ、同社の登記簿謄本から、申立人、その妻及びその子が取締役に就任していたことが確認できるが、申立人の妻及びその子に照会しても、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管しておらず、このほか申立期間の厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 61 年 10 月まで

私のA社における昭和55年10月から61年10月までの厚生年金保険の標準報酬月額は6万円から7万6,000円と記録されていることが分かった。当時の標準報酬月額は18万円から20万円ぐらいだったはずだから、社会保険事務所（当時）によってさかのぼって改ざんされたのではないかと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、月額18万円以上の報酬を得ていたと主張しているものの、具体的な報酬月額の記憶が無い上、申立期間当時の報酬月額が分かる資料が存在しないため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人は、社会保険事務所において改ざんが行われたのではないかと主張しているが、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額を確認したところ、申立人を含めすべての被保険者の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

さらに、A社は既に解散しているところ、同社の登記簿謄本から、申立人が取締役就任していたことが確認でき、申立人自身が申立期間当時、経理会計事務を担当していたと説明しているが、自らの報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管しておらず、このほか申立期間の厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。